

医療保険福祉審議会 老人保健福祉部会・介護給付費部会 合同部会（第9回）の議事次第

日時：平成11年3月8日（月）14:00～16:00

場所：厚生省7階 特別第1会議室

- 1 開会
- 2 介護保険法施行規則案等について
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正案について
- 4 その他
- 5 閉会

平成11年3月 日

厚生大臣 宮 下 創 平 殿

医療保険福祉審議会
老人保健福祉部会長 井形 昭弘

医療保険福祉審議会
介護給付費部会長 星野 進保

答 申 書 (案)

平成11年2月22日厚生省発老第13号をもって諮問のあった、介護保険法施行規則の一部、指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（仮称）並びに福祉用具貸与の対象となる福祉用具の範囲及び福祉用具購入費の対象となる特定福祉用具の範囲等に係る厚生大臣の定める告示の制定については、概ねこれを了承する。

諮問のあった内容のうち、指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、介護報酬と密接に関連することから、介護報酬の骨格ができるだけ早期に示されるようさらに準備を進めるべきである。

なお、主な個別の事項に関する両部会の考え方、及び審議過程で出された主な意見は次の通りである。

1 介護保険施設の人員及び設備に関する基準の経過措置について

介護保険施設の人員及び設備に関する基準について、特に都市部等における実情や現行制度からの円滑な移行等を勘案すれば、経過措置を設けることはやむを得ないが、次の点に留意すべきである。

- (1) 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設における看護・介護職員の配置については、本来満たすべき水準ができる限り早期に実現できるよう、必要な措置を講じるべきである。
- (2) 介護療養型医療施設のうち転換型の療養型病床群や介護力強化病院については、原則として3年以内で食堂・浴室等の整備を行うことを内容とする療養環境整備計画による指導や、医療施設近代化施設整備事業等により、食堂や浴室の整備が早期に実現するよう支援すべきである。
- (3) 介護老人福祉施設における居室については、5人以上の大部屋の解消に対する必要な支援を行うべきである。なお、介護老人福祉施設の生活の場としての性格を勘案し、個室化を基本とすべきとの意見があった。
- (4) 介護療養型医療施設の食堂や浴室の整備に係る経過措置、介護老人福祉施設の大部屋解消については、上記の措置を踏まえたその後の改善状況を勘案して、一定の期限を付することを検討すべきである。

2 基準該当サービスについて

- (1) 同居家族に対する訪問介護は運営基準上行ってはならないものとされているが、住民参加型の訪問介護として行われる場合に一定要件の下で基準該当サービスとして、市町村の判断で介護保険の給付対象とするという考え方については、引き続き検討することとする。
- (2) 訪問看護の基準該当サービスの取扱いについては、訪問看護サービスの充実・促進を図る必要があり、是非、基準該当サービスを設けるべきとの意見があった一方、サービスの質や事業の継続性・安定性の確保、サテライト型による対応の可能性など多くの観点から、これを設けることは適当でないとの意見があった。なお、この問題については、訪問看護ステーションの設置促進を図る努力を一層進めるとともに、過疎地域等におけるサービスの確保という観点を含め、引き続き検討することとする。

3 介護老人福祉施設における個室等の差額徴収について

介護老人福祉施設における個室等の差額徴収は、当該施設が国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けないで設置された施設である場合に限られるものであり、実態から見てもその対象は極めて僅かな施設と考えられるが、利用者等に混乱が生じないように、差額徴収ができる施設の明確化やそれにふさわしい環境整備に配慮すべきである。

4 身体的拘束等の禁止規定について

介護保険施設等の運営基準における身体的拘束その他の行動を制限する行為を禁止する規定を踏まえ、それぞれの介護の現場において、家族や関係者の意見を聞きながら、処遇の工夫などその具体的な取扱いについて、さらに検討を深めていくことが望まれる。

5 介護サービスの提供に係る事故発生時の対応について

介護サービスの提供に係る事故発生時の対応については、事業者が市町村や利用者の家族、介護支援専門員その他の関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとすべきである。

6 市町村に対する居宅介護サービス計画の提出について

運営基準上、介護保険法第23条に基づき市町村が文書の提出等を求めた場合には事業者が協力すべき旨を規定することとされているが、当該規定に基づき、市町村から居宅介護サービス計画の提出を求められた居宅介護支援事業者は、それに応じなければならない旨を明確にすべきである。

7 訪問介護を担当する者の要件について

訪問介護を担当する者の要件については、幅広い事業者によるサービス提供を確保し、介護サービスの量的な拡大を図る観点から、当面、3級研修を修了した者もその対象とすることはやむを得ないと考えられるが、その場合においても、採用後の研修機会の確保等を通じて、サービスの質の向上に努めるべきである。

8 保険給付の制限等を行うこととする保険料滞納期間について

保険料滞納者に対する支払方法変更の措置、保険給付差止の措置を行うこととする保険料滞納期間については、当面、それぞれ1年間及び1年6か月とすることとされているが、制度施行後の保険料収納状況等を踏まえ、必要に応じ検討を行うべきであるとの意見があった。

9 第2号被保険者の保険料について

介護給付費納付金を納付することとなる各医療保険者の準備事務に資するよう、被用者保険の第2号被保険者に係る保険料の具体的な賦課・徴収方法等の考え方、介護給付費納付金の納付に要する費用を上乗せすることにより保険料率上限に達するような保険者に係る保険料率上限の取扱いの考え方について、できる限り早く提示すべきである。

平成11年3月 日

厚生大臣 宮下 創平 殿

医療保険福祉審議会
老人保健福祉部会長 井形 昭弘

答 申 書 (案)

平成11年2月22日厚生省発老第14号をもって諮問のあった、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正については、概ねこれを了承する。

なお、主な個別の事項に関する当部会の考え方、及び審議過程で出された主な意見は次の通りである。

1 特別養護老人ホームの人員及び設備に関する基準の経過措置について

特別養護老人ホームの人員及び設備に関する基準について、特に都市部等における実情や現行制度からの円滑な移行等を勘案すれば、経過措置を設けることはやむを得ないが、次の点に留意すべきである。

- (1) 特別養護老人ホームにおける看護・介護職員の配置については、本来満たすべき水準ができる限り早期に実現できるよう、必要な措置を講じるべきである。
- (2) 特別養護老人ホームにおける居室については、5人以上の大部屋の解消に対する必要な支援を行うべきである。なお、特別養護老人ホームの生活の場としての性格を勘案し、個室化を基本とすべきとの意見があった。

(3) 特別養護老人ホームの大部屋解消については、その後の改善状況を勘案して、一定の期限を付することを検討すべきである。

2 特別養護老人ホームの個室に係る一人当たりの居室面積について

既存の建物の改修や都市部の狭隘な敷地での整備を行う場合においても個室化の推進が図られるよう、特別養護老人ホームの一人当たりの居室面積の基準について、個室であるかどうかを問わず同一の内容とするとともに、別途、個室の場合については、誘導的な基準を定めることとすべきである。

3 身体的拘束等の禁止規定について

特別養護老人ホームの運営に関する基準における身体的拘束その他の行動を制限する行為を禁止する規定を踏まえ、それぞれの介護の現場において、家族や関係者の意見を聞きながら、処遇の工夫などその具体的な取扱いについて、さらに検討を深めていくことが望まれる。

4 介護サービスの提供に係る事故発生時の対応について

介護サービスの提供に係る事故発生時の対応については、事業者が市町村や利用者の家族その他の関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとすべきである。

平成11年3月2日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形昭弘様

介護給付費部会長 星野進保様

老人保健福祉部会

介護給付費部会

委員 中西敏夫

介護保険法施行規則に係る諮問事項（第2 指定居宅サービス）
の検討にあたり考慮いただきたい事項について（お願い）

同諮問書「指定居宅療養管理指導の運営基準（薬局薬剤師）」において、「薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師が交付した処方せんによる指示に基づき行う」とされていますが、この文言のみでは、諮問書第3「指定居宅介護支援事業者の運営基準 医療との連携（4頁）」の文言との矛盾がみられます。

従つて、以下のように改めるようお願いいたします。

「薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師が交付した処方せんによる指示あるいは介護支援専門員の作成する居宅サービス計画に位置づけられる場合に基づき行う」

平成11年3月4日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘 殿

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会委員 石井 岱三

諮問書に対する意見

平成11年2月22日付け厚生省発老第14号により、医療保険福祉審議会老人保健福祉部会に対し諮問のあった「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の一部改正について、次のとおり意見を提出します。

(意見)

特別養護老人ホームの入所者1人当たりの居室面積の基準に関して、個室の場合は、他の場合に比べて2.9㎡広くしなければならないとする案になっている。

しかしながら、既存の特別養護老人ホームが改修等により個室を設置する場合や、都市部等での特別養護老人ホームの建設に際し敷地が狭隘である場合などにおいては、必要なスペースの確保が出来ず、やむなく個室ではなく2人部屋や4人部屋とせざるを得ないということが懸念され、このことが個室化の推進の妨げとなるおそれがある。

については、個室の場合であっても、最低基準としての基準は他の場合と同様のものとし、今回の諮問で示された「13.55㎡以上」という基準については、誘導的な基準として別途定めるという形にしていただきたい。